地域づくりネットワーク和歌山県協議会規約

（名称）

1. この協議会は、地域づくりネットワーク和歌山県協議会（以下「協議会」という。）

という。

（目的）

1. 協議会は、構成員相互の連携により、地域主導の地域づくりのための活動・研修

等を行う民間団体（以下「地域づくり団体」という。）への情報提供を行うとともに、地

域づくり団体相互の交流を推進し、もって、民間による自主的・主体的な地域づくりの

取組みを促進することを目的とする。

（事業）

第３条　協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

（１）地域づくり団体相互の交流会の実施

（２）行政からの地域づくり団体への情報提供

（３）地域づくり活動のレベルアップのための研修・講習の実施

（４）市町村との連絡調整

（５）その他、目的を達成するために必要な事業

（協議会への入会基準）

第４条　次に掲げることを主な活動内容とする団体は、協議会に入会することができる。

（１）農林水産…農産物等の産地化などに取り組んでいるもの。

（２）商工…商店街の活性化などに取り組んでいるもの。

（３）特産品…地域特性を生かした地域産品の研究や開発に取り組んでいるもの。

（４）イベント…地域イメージの創造や地域イベントの開催等に取り組んでいるもの。

（５）観光…地域の観光に役立つ活動を行っているもの。

（６）芸術・文化…地域の芸術文化の創造や伝承・保存によるまちづくりに取り組んで

いるもの。

（７）福祉・教育…社会貢献活動やボランティア活動（福祉、青少年育成）に取り組ん

でいるもの。

（８）環境・景観…生活環境の整備、自然・景観の保全、良好な町並み形成等によるま

ちづくりに取り組んでいるもの。

（９）交流…他団体、地域住民等との交流や国際交流によるまちづくりに取り組んでいるもの。

(10) スポーツ・健康…各種スポーツ、健康を通してのまちづくりに取り組んでいるもの。

(11) 人材育成…地域に根ざした人材育成（人材育成塾、生涯学習活動の援助など）を行っているもの。

(12) ネットワーク…地域づくり団体等の支援及びネットワーク化などに取り組んで

いるもの。

(13) その他…地域づくりネットワーク和歌山県協議会が認めるもの。

２　下記のいずれかに該当する団体は協議会に入会することができない。

（１）同一業種に就く者の親睦や経営の安定を主な活動目的（内容）とするもの。

（２）施設管理を主な業務とするもの及び市町村の審議会等であるもの。

（３）継続性の無い１回限りのイベントの実行委員会であるもの。

（４）既に解散しているものや３年以上活動実績のないもの。

（５）団体構成人数が５人以下のもの。

（６）活動開始から、半年以上経過していないもの。

３　株式会社は、活動自体が地域づくりに関わっている場合に入会をすることができる。

（入会等手続）

第５条　協議会に入会しようとする地域づくり団体は、次に掲げる書類を協議会会長に提

出し、入会の承認を受けなければならない。

（１）別記第１号様式（地域づくりネットワーク和歌山県協議会及び地域づくり団体全

国協議会加入申込書並びに団体概要書）

（２）様式１（地域づくり団体全国協議会　地域づくり団体登録シート）

２　会員は提出事項に変更があった場合は、次に掲げる書類を協議会会長に提出しなければならない。

（１）別記第２号様式（地域づくりネットワーク和歌山県協議会及び地域づくり団体全

国協議会変更届並びに別記第１号様式で規定する団体概要書）

（２）様式５（地域づくり団体全国協議会　地域づくり団体会員情報変更シート）

３　協議会を退会しようとする会員は、次に掲げる書類を協議会会長に提出しなければならない。

（１）別記第３号様式（地域づくりネットワーク和歌山県協議会及び地域づくり団体全

国協議会退会届）

（２）様式２（地域づくり団体全国協議会　地域づくり団体退会シート）

４　地域づくり団体全国協議会賛助会に入会しようとする会員は、様式３（地域づくり団体全国協議会　地域づくり団体賛助会員入会シート）を協議会事務局に提出しなければならない。

５　地域づくり団体全国協議会賛助会を退会しようとする賛助会会員は、様式４（地域づくり団体全国協議会　地域づくり団体賛助会員退会シート）を協議会事務局に提出しなければならない。

（組織）

第６条　協議会は、和歌山県地域振興監、地域政策課長、市町村の企画担当課長、前条第１項に規定する入会の承認を受けた地域づくり団体の代表から構成される。

（役員）

第７条　協議会に、次の役員を置く。

（１）会長

１名

（２）副会長

１名

２　会長は和歌山県地域振興監とし、副会長は地域政策課長とする。

３　会長は協議会を代表し、会務を総理する。

４　副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

（事務局）

第８条　協議会の事務局は、和歌山県企画部地域振興局地域政策課内に設ける。

２　事務局長は和歌山県企画部地域振興局地域政策課企画振興班長の職にあるものをもって充てる。

（地域づくりコーディネーター）

第９条　協議会の事務局に、地域づくりコーディネーターを置くことができる。

２ 地域づくりコーディネーターは、協議会会長が委嘱する。

３ 地域づくりコーディネーターは、第２条の目的を達成するため、次の業務を行う。

（１）地域づくり団体に対する巡回相談

（２）各種団体との意見交換

（３）地域づくり団体の情報収集

（４）全国研修交流会、コーディネーター情報交換会への出席

（５）その他、目的を達成するために必要な業務

（雑則）

第１０条　この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は協議会会長が定める。

附　則

この規約は、平成６年４月２５日から施行する。

附　則

この規約は、平成８年５月２８日から施行する。

附　則

この規約は、平成９年９月１９日から施行する。

附　則

この規約は、平成２０年５月３０日から施行する。

附　則

この規約は、平成２１年４月１日から施行する。

附　則

この規約は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則

この規約は、平成２６年１月２０日から施行する。

　　附　則

この規約は、平成２７年４月１日から施行する。

　　附　則

この規約は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この規約は、令和３年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　本規約の施行前にした協議会の入会の承認については、なおその効力を有する。但し、

本規約の施行後、提出事項に変更が生じた場合及び協議会を退会しようとする場合につ

いては、本規約に従う。

　　附　則

この規約は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

この規約は、令和５年４月１日から施行する。